

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA区所在のB会社に雇用され勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日午前8時頃、電車での出勤途上、C駅から同じD線の車両に乗り合わせたE（以下「第二当事者」という。）とトラブルとなり、請求人によれば、F駅の到着直前に第二当事者に肩をつかまれ、途中下車させられた同駅ホーム上において、第二当事者から暴行を受け、左足首を負傷した。同日、請求人はG病院に救急搬送され「左足関節脱臼骨折」（以下「本件負傷」という。）と診断され、入院加療となった。

請求人は、本件負傷は、通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、通勤に通常伴う危険が具体化した負傷とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件負傷が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 通勤途上における災害が、労災保険法第7条第1項第2号に規定する通勤災害と認定されるためには、①災害の発生時において同条第2項及び第3項に規定される通勤を行っていたこと（以下「通勤遂行性」という。）、②災害が通勤に通常伴う危険の具体化したものと経験則上認められること（以下「通勤起因性」という。）がともに認められることが必要である。

本件の場合、通勤遂行性が認められることは明らかであるので、以下通勤起因性について検討する。

- (2) 当審査会において関係資料を精査すると、請求人が第二当事者から暴行を受けて負傷した経緯については、次のことが認められる。

ア 本件において、請求人及び第二当事者の両者に面識はなく、請求人は、平成○年○月○日の出勤途中、通常の通勤経路であるC駅でたまたま第二当事者と乗り合わせ、F駅で災害が発生したものである。

イ C駅での経緯については、請求人は、「両耳にイヤホンをして音楽を聴いて乗車したところ第二当事者が何か大声で騒いでいた。」「『降りようか』という類の発言は、第二当事者が大声を出し周りの乗客に迷惑をかけていることから、それを避けるために降りようとしたことの発言である。」等と主張し、一方、第二当事者は、「請求人が『邪魔だよ』、『降りようか』と言った。」と主張している。両者の主張には相違があるものの、混雑した電車内でトラブルが生じたという点では一致している。しかし、C駅を発車して間もなく、請求人と第二当事者との間のトラブルは収束し、F駅までの間は特に何のト

ラブルもなく経過している。

ウ F 駅での経緯について、請求人は、「到着時、肩をつかまれ、ホームに引きずり降ろされ、首を脇に抱えて締め上げるいわゆるヘッドロックをされた後、投げ飛ばされ、左足を負傷した。」と主張するが、第二当事者は、『「ちょっと待ってろ』と言われ、後ろから抱きついて来て離れないので、振り払おうとしたらお互いに共倒れとなった。」と主張しており、双方の主張は著しく相違している。

エ 本事件は、傷害事件として第二当事者がH地方検察庁に書類送検されているが、平成〇年〇月〇日付けで不起訴処分とされた旨、請求人に通知されている。

(3) 上記(2)の事実をみると、C 駅において請求人と第二当事者との間に何らかのトラブルが生じたことが認められるが、その後トラブルは収束しており、F 駅で再びトラブルとなって請求人は本件負傷に至っている。

請求人は、第二当事者から一方的な暴行を受けたと主張するが、上記のとおり、事実関係に係る双方の主張は全く食い違っており、またトラブル発生時の現認者はいないことから、事実の確定は困難であると言わざるを得ない。

しかし、本事件の経緯について客観的に検討すると、当審査会としては、一旦トラブルが収束していたにもかかわらず、F 駅に到着する約8分後に、突然第二当事者が請求人に対して暴行を加えたとは考え難く、請求人が「降りようか」と発言したこともあって、請求人自身がトラブルを電車外に持ち込むこととなったと推認することが最も合理的であると考ええる。

この点、請求人は、『「降りようか』という類の発言は、第二当事者が大声を出し周りの乗客に迷惑をかけていることから、それを避けるために降りようとしたことの発言である。』旨主張しているが、この主張自体も信用し難いものであり、請求人の行為は、第二当事者を挑発したことにより自らが被害の危難を招いたものと判断せざるを得ないものである。

なお、「文書送付嘱託についての回答書」に添付されている I 警察署における J の供述調書には、「作業員風の男が一方的に怒っている興奮した状態で、倒れているサラリーマン風の男の胸ぐらをつかんで押さえ込んでいる状況に見えた」旨記載されているが、これはF 駅で既に「人だかりができていた」後の状況を述べたものであり、本件において通勤起因性の判断を左右すると考えられる請

求人と第二当事者との電車内でのやり取りを証明ないし推認させるものでもないことから、上記結論に影響を与えるものとは言えない。また、上記供述も踏まえた上で、第二当事者が不起訴となっていることは、上記（２）のエのとおりである。

以上のことから、仮に請求人の主張どおりであるとしても、経過を全体としてみれば、当審査会としても、C駅でのトラブルが私的怨恨に転化したF駅での行為は、私的な「けんか」の域に達していたと判断することが相当であると判断する。

- （４）請求人らは、判断の要件に説示する局長通達に基づき、また、当審査会の平成〇年〇月〇日付け裁決や行政の解釈例規の例等を引用して、本件のようなトラブルは満員に近い電車内においてよく起きることであって、通勤に通常内在していた危険が具体化したものである旨主張するが、確かに、決定書の判断のとおり、大都市圏では、混雑する電車内や駅構内において暴行事件が発生することがあるものの、そのような暴行事件のすべてが、通勤に「通常内在する危険」と捉えることはできないものであり、局長通達も、私的な「けんか」に類する行為にまで通勤起因性を認める趣旨のものではないことは明らかである。

また、当審査会の上記裁決は、被災労働者の行った行為が相応の範囲内にあるもので、不必要に第二当事者を刺激し、又は挑発した行為であるとみることはできないものと判断した事案であり、そのほか、請求人らが本件と類似するとして提示する事件は、突発的に発生した犯罪行為により、被災労働者が負傷したという事案であって、被災労働者には加害者の暴行を誘発するような行為は一切認められず、本件とは事案を異にするものである。

- （５）以上のとおり、請求人の本件負傷には通勤起因性を認めることはできない。

- ３ 以上のとおりであるので、請求人の本件負傷は通勤によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。